

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

「三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款」の変更について

2025 年 11 月 17 日付で以下の約款を変更いたします。

・「三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款」・「MRF(マネー・リザーブ・ファンド)取引約款」

【三井住友信託ファンドラップ投資一任契約約款 新旧対照表】（変更部分は下線部）

改訂前	改訂後
第 7 条(契約の終了) 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産(当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ)の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとし、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となる場合があります。 1.お客さま(約款に基づき権限を有する代理人を含みます)または当社が、新規契約時の運用開始日の 3 カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合(ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の 3 カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとします) 2.お客さまの<u>死亡の届け出があった場合</u>(特定口座および NISA 口座をご利用の場合、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います) 3.お客さまが日本国の非居住者となることに伴う住所や郵便物の送付先の変更手続きを行った場合(特定口座および NISA 口座をご利用の場合、手続きの実施時点によっては一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行うことがあります) 4.お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合 5.その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合	第 7 条(契約の終了) 以下のいずれかの事由に該当した場合、当社は当該事由に該当した日の翌営業日から速やかにすべての運用資産(当契約に基づき契約資産を運用した有価証券等をいいます。以下同じ)の換金手続きを行うものとし、換金後の資金を指定口座等に振り替えたときをもって当契約は終了するものとします。ただし、期間満了による契約終了の申し出においては、期間満了日に換金後の資金を指定口座に振り替えられるよう換金手続きを行うものとし、期間満了日の翌営業日以降の契約終了となる場合があります。 1.お客さま(約款に基づき権限を有する代理人を含みます)または当社が、新規契約時の運用開始日の 3 カ月後の応当日以降、相手方に対し当社所定の方法により解約の申し出をした場合(ただし、運用資産の時価評価額がプロフィットロックまたはロスカットの設定額に到達した場合は、新規契約時の運用開始日の 3 カ月後の応当日より前であっても、お客さまは解約の申し出ができるものとします) 2.お客さまの<u>死亡の事実を確認した場合</u>(特定口座および NISA 口座をご利用の場合、一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行います) 3.お客さまが日本国の非居住者となることに伴う住所や郵便物の送付先の変更手続きを行った場合(特定口座および NISA 口座をご利用の場合、手続きの実施時点によっては一般口座への振替後に運用資産の換金手続きを行うことがあります) 4.お客さまの所在が不明となった場合であって、当契約による取引の継続が困難であると当社が判断した場合 5.その他当契約による取引を継続すべきではない相当の理由があると当社が判断した場合
第 14 条(報酬の額および支払の時期に関する事項) 1.三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬 四半期(1～3 月、4～6 月、7～9 月、10～12 月)ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の 2 つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただけます。契約期間タイプは、固定報酬型は 1 年、成功報酬併用型は 5 年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。 固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の 2 年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の 70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の 5 年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の 50%とします。 上記期間の計算上、三井住友信託ファンドラップまたは三井住友信託 SMA の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が 2 カ月以内(前契約の契約終了日(出金日)とその 2 カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合)のときは、運用期間が継続しているものとみなします。 <u>当社は、指定口座の店番・口座番号から同一のお客さまと確認できる場合、運用期間の継続有無を確認する対象とします(店番・口座番号が異なる場合は対象となりません)。</u>ただし、法人のお客さまが三井住友信託ファンドラップを契約終了および再契約した場合は対象外とします。 ~~~~~ (2)成功報酬併用型 成功報酬併用型を選択いただいた場合は、固定報酬に加えて、契約更新時と契約終了時に、運用成果に応じた成功報酬をお支払いいただきます。固定報酬は、(1)固定報酬型と同じ要領で計算します。報酬率は、(3)報酬率のとおりとします。	第 14 条(報酬の額および支払の時期に関する事項) 1.三井住友信託ファンドラップの投資顧問報酬 四半期(1～3 月、4～6 月、7～9 月、10～12 月)ごとに固定報酬のみを支払う固定報酬型と、固定報酬の他に契約更新時および契約終了時に運用成果に応じて成功報酬を支払う成功報酬併用型の 2 つの報酬タイプから、お申込時にご選択いただけます。契約期間タイプは、固定報酬型は 1 年、成功報酬併用型は 5 年です。契約中の報酬タイプ・契約期間タイプの変更はできません。 固定報酬の計算に用いる固定報酬率は、(3)報酬率に記載のとおりとします。固定報酬率は、新規契約時の運用開始日の 2 年後応当日が属する計算期間の翌計算期間以降は、同記載の料率の 70%とします。さらに、新規契約時の運用開始日の 5 年後応当日が属する四半期の翌四半期以降は、同記載の料率の 50%とします。 上記期間の計算上、三井住友信託ファンドラップまたは三井住友信託 SMA の契約終了の申込後または契約終了後に再契約した場合で、運用期間の中断が 2 カ月以内(前契約の契約終了日(出金日)とその 2 カ月後応当日までの間に、再契約の運用開始日がある場合)のときは、運用期間が継続しているものとみなします。 <u>当社は、投資信託口座の店番・口座番号が同一である場合、運用期間の継続対象とします(店番・口座番号が異なる場合は対象とならない場合があります)。</u>ただし、法人のお客さまが三井住友信託ファンドラップを契約終了および再契約した場合は対象外とします。 ~~~~~ (2)成功報酬併用型 成功報酬併用型を選択いただいた場合は、固定報酬に加えて、契約更新時と契約終了時に、運用成果に応じた成功報酬をお支払いいただきます。固定報酬は、固定報酬型と同じ方法で計算します。報酬率は、(3)報酬率のとおりとします。<u>なお、運用成果がマイナスの場合は、成功報酬は</u>

成功報酬は以下のとおり計算します。 ア. 計算基準日: 契約更新時には期間満了日とし、契約終了時には契約終了日の 2 営業日前とします。 イ. 支払時期: 契約更新時には計算基準日が属する月の翌月第 16 営業日とし、契約終了時には契約終了日とします。 ウ. 計算基準額: 契約更新時には、計算基準日の運用資産の時価評価額とします。ただし、運用開始前の追加入金額および出金前的一部解約額を含めないものとします。また、計算基準日時点で計算済で支払時期未到来の報酬額を控除するものとします。契約終了時には、運用資産の換金後の金額とします。 エ. 成功報酬支払基準額: 初回の成功報酬の計算時には、計算基準日時点の契約金額とします。以降、計算基準額から成功報酬を差し引いた額を、新たな成功報酬支払基準額として更新し、次の成功報酬の計算に使用します(成功報酬が発生しなかった場合、成功報酬支払基準額は更新しません)。追加入金があった場合はその額を加算した額で更新し、一部解約、定時払戻または利益払出があった場合はその額を減算した額で更新します。 オ. 計算方法: 成功報酬額 = (計算基準額 - 成功報酬支払基準額) × 成功報酬率	発生しません。 成功報酬は以下のとおり計算します。 ア. 計算基準日: 契約更新時には期間満了日とし、契約終了時には契約終了日の 2 営業日前とします。 イ. 支払時期: 契約更新時には計算基準日が属する月の翌月第 16 営業日とし、契約終了時には契約終了日とします。 ウ. 計算基準額: 契約更新時には、計算基準日の運用資産の時価評価額とします。ただし、運用開始前の追加入金額および出金前的一部解約額を含めないものとします。また、計算基準日時点で計算済で支払時期未到来の報酬額を控除するものとします。契約終了時には運用資産の換金後の金額とします。 エ. 成功報酬支払基準額: <u>成功報酬の対象となる運用成果を計算する基準となる額です。新規契約時は契約金額とし、追加入金があった場合はその額を加算し、一部解約、定時払戻または利益払出があった場合はその額を減算した額で更新します。成功報酬が発生した場合、成功報酬の計算基準額から当該成功報酬を差し引いた額とし、次の成功報酬の計算に使用します(成功報酬が発生しなかった場合、成功報酬支払基準額は更新しません)。</u> オ. 計算方法: 成功報酬額 = (計算基準額 - 成功報酬支払基準額) × 成功報酬率
第 17 条(取引報告書の交付) 当社は、投資信託の取引について、お客さまに対し取引報告書を交付します。電子交付することについて承諾いただいているお客さまには、取引日(基準価額決定日)ごとに作成する取引報告書(金融商品取引法第 37 条の 4 が定める契約締結時交付書面)を電子交付します。電子交付することについて承諾いただいていないお客さまには、上記の取引報告書(金融商品取引法第 37 条の 4 が定める契約締結時交付書面)に代えて、取引内容を週次で取りまとめた取引報告書(金融商品取引業等に関する内閣府令第 110 条 1 項 5 号口書面)を郵送で交付します。	第 17 条(取引報告書の交付) 当社は、投資信託の取引について、お客さまに対し取引報告書を交付します。電子交付することについて承諾いただいているお客さまには、取引日(基準価額決定日)ごとに作成する取引報告書(金融商品取引法第 37 条の 4 <u>に基づく情報提供としての</u>契約締結時等交付書面)を電子交付します。電子交付することについて承諾いただいていないお客さまには、上記の取引報告書(金融商品取引法第 37 条の 4 <u>に基づく情報提供としての</u>契約締結時等交付書面)の交付に代えて、取引内容を週次で取りまとめた取引報告書(金融商品取引業等に関する内閣府令第 110 条 1 項 5 号口書面)を郵送で交付します。
第 19 条(投資信託委託業を営む関係法人等が設定する投資信託の顧客資産への組み入れ) 1. 当社は、当社の関係法人等が投資信託委託業を営む場合において、契約資産の運用上お客さまの利益に資すると判断する場合には、当社の関係法人等が設定を行う投資信託の受益証券(以下「関係法人等設定投信」といいます)を組み入れることができるものとします。なお、関係法人等設定投信の投資分野は株式、債券、不動産投信、その他資産のいずれか単一の資産クラスあるいは複数の資産クラスとします。 2. 関係法人等設定投信は、当社が助言を行いまたは運用再委託を受ける非関係法人等設定投信の受益証券、当社の関係法人等が助言を行いまたは運用再委託を受ける非関係法人等設定投信の受益証券、および当社の関係法人等が外国で設定する投資信託の受益証券を含むものとします。 3. 本条における関係法人等(当社が助言を行う非関係法人等を含みます)は次のとおりとします。 ①三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ②日興アセットマネジメント株式会社 2025 年 9 月 1 日、日興アセットマネジメント株式会社は、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に社名変更します。 ~~~~~	第 19 条(投資信託委託業を営む関係法人等が設定する投資信託の顧客資産への組み入れ) 1. 当社は、当社の関係法人等が投資信託委託業を営む場合において、契約資産の運用上お客さまの利益に資すると判断する場合には、当社の関係法人等が設定を行う投資信託の受益証券(以下「関係法人等設定投信」といいます)を組み入れることができるものとします。なお、関係法人等設定投信の投資分野は株式、債券、不動産投信、その他資産のいずれか単一の資産クラスあるいは複数の資産クラスとします。 2. 関係法人等設定投信は、当社が助言を行いまたは運用再委託を受ける非関係法人等設定投信の受益証券、当社の関係法人等が助言を行いまたは運用再委託を受ける非関係法人等設定投信の受益証券、および当社の関係法人等が外国で設定する投資信託の受益証券を含むものとします。 3. 本条における関係法人等(当社が助言を行う非関係法人等を含みます)は次のとおりとします。 ①三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 ②アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 ~~~~~

【MRF(マネー・リザーブ・ファンド)取引約款 新旧対照表】(変更部分は下線部)

改訂前	改訂後
1. 約款の趣旨 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます)との間の、日興アセットマネジメント株式会社が設定する日興 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の受益権(以下「MRF」といいます)の取引に関するお取り扱いについて定めます。 2025 年 9 月 1 日、日興アセットマネジメント株式会社は、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に社名変更します。 ~~~~~	1. 約款の趣旨 この約款は、お客さま(以下「申込者」といいます)と三井住友信託銀行株式会社(以下「当社」といいます)との間の、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が設定する日興 MRF(マネー・リザーブ・ファンド)の受益権(以下「MRF」といいます)の取引に関するお取り扱いについて定めます。 ~~~~~

以上